

## 岐南町ホームページ広告掲載取扱要綱

平成18年 8月25日

告示第74号

改正 平成19年 3月15日告示第23号

平成21年 5月27日告示第46号

平成22年 3月 8日告示第17号

平成25年 4月 1日告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐南町がインターネット上に公開しているホームページ「ぎなんねっと」(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載できる広告(以下「広告」という。)はバナー広告とし、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝等に類するもの
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定するホームページ(以下「広告主ホームページ」という。)の内容についても適用する。

(広告主の制限)

第3条 町ホームページに広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる申込者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 町税等を滞納しているもの
- (2) 各種法令に違反しているもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載場所等)

第4条 広告を掲載する場所及び枠数は、町ホームページのデザイン等を考慮し町長が決定する。

(広告掲載の申込み)

第5条 申込者は、町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告案その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出するものとする。

2 掲載期間の継続に関する申込みは、前項の申込書（様式第1号）のみ提出するものとする。

（掲載料金及び納付方法）

第6条 バナー広告の掲載料金は、1件につき月額5,000円とする。

2 広告主は、前項の掲載料金について当該広告の掲載を希望する日の1週間前までに町の発行する納付書により納付するものとする。

（掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は1月単位とし、複数月に渡る掲載も可能とする。

（審査委員会の設置）

第8条 第5条の申込書の提出があったときは、第2条の規定に照らし合わせて掲載の可否の審査をするため、町ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長には副町長を充て、委員には自治教育振興部長、自治振興課長及び総務課長を充てる。

（審査）

第9条 第5条第1項の規定により申込みがあった場合は、委員会を招集し審査を行う。ただし、同条第2項の規定による申込みがあった場合は、委員会を招集せず書類決裁にて審査を行う。

（決定）

第10条 町長は委員会が掲載の可否を決した場合は、町ホームページ広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 掲載を可とした広告掲載の順位は、受付順を基本とする。

（広告掲載の取消し）

第11条 町ホームページ広告掲載決定通知書により申込者に掲載を通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は取り消すことができるものとする。

- （1）町ホームページの運営上、重大な支障又は変更の必要性が生じたとき。
- （2）申込者が掲載料金を納付期限までに納付しないとき。
- （3）広告内容に虚偽の記載があった場合
- （4）広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が掲載を適当でないとしたとき。

（掲載料金の返還）

第12条 既納の掲載料金は、返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、掲載を取り消した以降の納付済月額の掲載料金を返還するものとする。

する。

(広告主ホームページ閲覧者に対する被害賠償等)

第13条 広告主ホームページを閲覧することにより、閲覧者がウイルス等の被害を受けたとき、及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の2週間前までに町長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第23号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第46号)

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

附 則 (平成22年告示第17号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項第1号中に定める掲載料金は、平成22年4月1日以降に掲載する広告から適用する。施行の際、現に旧要綱の規定により広告を掲載している者については、その掲載期間における掲載料金は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年告示第47号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。